

平成18年第1回

東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

1 期 日 平成18年2月17日(金)

2 場 所 東京区政会館

3 出席議員(20名)

- | | | |
|-----|------|-------|
| 3番 | 港区 | 岸田東三 |
| 4番 | 新宿区 | 小畑通夫 |
| 5番 | 文京区 | 成澤廣修 |
| 6番 | 台東区 | 実川利隆 |
| 7番 | 北区 | 藤田隆一 |
| 8番 | 荒川区 | 鳥飼秀夫 |
| 9番 | 品川区 | 原雅美 |
| 10番 | 目黒区 | 宮沢信男 |
| 11番 | 大田区 | 水井達興 |
| 12番 | 世田谷区 | 菅沼つとむ |
| 13番 | 渋谷区 | 芦沢一明 |
| 14番 | 中野区 | 高橋ちあき |
| 15番 | 杉並区 | 富本卓 |
| 16番 | 豊島区 | 副島健 |
| 17番 | 板橋区 | 菊田順一 |
| 19番 | 墨田区 | 沖山仁 |
| 20番 | 江東区 | 斉藤久也 |
| 21番 | 足立区 | 新井ひでお |
| 22番 | 葛飾区 | 小用進 |
| 23番 | 江戸川区 | 渡部正明 |

4 欠席議員(3名)

- | | | |
|-----|------|--------|
| 1番 | 千代田区 | 戸張孝次郎 |
| 2番 | 中央区 | 中嶋寛明 |
| 18番 | 練馬区 | 本橋まさとし |

5 出席説明員

- | | |
|------|-------|
| 副管理者 | 佐藤良美 |
| 監査委員 | 木内悠紀夫 |

監査委員	煙山 力
総務部長	保持眞二郎
総務部参事 (経営改革担当)	内田健一郎
施設管理部長	高橋幸雄
処理技術担当部長	伊東和憲
施設建設部長	程塚 繁
建設推進担当部長	薬師寺史良
総務課長	銀林謙一
職員課長	勢古勝紀
経理課長	大塚善彦

6 出席議会事務局職員

事務局長	鈴木基行
事務局次長	辻本将紀
書記	飯田 操
同	中元康子

7 議事日程

日程第 1	会期決定について
日程第 2	一般質問について
日程第 3	議案第 1 号 東京二十三区清掃一部事務組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 4	議案第 2 号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 3 号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6	議案第 4 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 5 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 6 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第 9	議案第 10 号 東京二十三区清掃協議会規約の一部を変更する規約

日程第10 議案第 7号 平成17年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第 8号 平成18年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算

日程第12 議案第 9号 平成18年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について

日程第13 平成17年陳情第1号 練馬清掃工場建て替えに関する陳情

8 追加議事日程

追加日程第 1 議案第 1号 東京二十三区清掃一部事務組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 2 議案第 2号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 3 議案第 3号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 4 議案第 4号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 5 議案第 5号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 6 議案第 6号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 7 議案第10号 東京二十三区清掃協議会規約の一部を変更する規約

追加日程第 8 議案第 7号 平成17年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第1号)

追加日程第 9 議案第 8号 平成18年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算

追加日程第10 議案第 9号 平成18年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について

追加日程第11 平成17年陳情第1号 練馬清掃工場建て替えに関する陳情

追加日程第 1 2 運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会（午後 2 時 0 2 分）

○宮沢 信男議長 ただいまから平成 1 8 年第 1 回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、佐藤副管理者からご発言のお申し出がありますので、これを許します。

佐藤副管理者。

○佐藤 良美副管理者 副管理者の佐藤でございます。本来ですと高橋管理者からご挨拶を申し上げるところでございますが、欠席のため、私から第 1 回定例会の開催にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。また、本組合の運営について、日頃からのご理解とご協力に厚く御礼を申し上げます。

さて、この第 1 回定例会にご提案いたします案件は、今年度の給与改定等による給与関係の条例案件 6 件、「平成 1 8 年度一般会計予算」をはじめとして予算案件 3 件、並びに清掃協議会の規約の変更 1 件でございます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。ご挨拶といたします。

○宮沢 信男議長 以上で副管理者のあいさつは終わりました。

これより、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第 1 1 2 条に基づき、議長より、4 番 小畑 通夫議員、6 番 実川 利隆議員をお願いいたします。

次に、諸般の報告を事務局長にいたさせます。

○鈴木事務局長 ご報告申し上げます。

1 平成 1 8 年第 1 回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の招集について

2 議案の送付について

3 議事説明員について

以上の 3 件につきましては、お手元に文書の写しがございますので、内容の朗読を省略させていただきます。

なお、本日欠席の届けがありました議員は3名でございます。

以上でございます。

○宮沢 信男議長 次に、例月出納検査の報告が、監査委員から議長あてに提出されておりますので、事務局長に報告いたさせます。

○鈴木事務局長 お手元に11月、12月分の例月出納検査結果報告書の写しをお配りしてございますので、写しの配付をもってご報告とさせていただきます。

○宮沢 信男議長 これより、日程に入ります。

日程第1を議題といたします。

[事務局長朗読]

日程第1 会期決定について

○宮沢 信男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、会議規則第4条第1項第1号の規定に基づき、本日1日としたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○宮沢 信男議長 ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2を議題といたします。

[事務局長朗読]

日程第2 一般質問について

○宮沢 信男議長 質問の通告がありますので、これを許します。

5番 成澤 廣修議員。

○成澤 廣修議員 文京区の成澤でございます。

「経営計画」と「経営改革プラン」と「一般廃棄物処理基本計画」の3点セットが明らかになって最初の定例会でありますので、若干質問をしたいと思えますが、特別区制度改革から6年が経過して、清掃事業がようやく23区の事業として定着してきたんだろうというふうに思えます。地域処理やら何やらの検討を経て、当面、一組方式を維持することになったわけですが、その議論の過程の中で、一組に対しては抜本改革の必要性がこ

の間強く求められてきております。その流れの中で今回「経営計画」や「経営改革プラン」として、改革の具体的な内容が取りまとめられたことにつきましては、一定の評価ができるというふうに思っております。

また、今回、廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物処理基本計画」が改訂されて、今後15年間の道筋が示されました。

しかし、その真価は、計画が着実に実施されるかどうかにかかっているということだと思います。

計画の実施に当たっては、団塊の世代の大量退職による技術継承の課題、元利償還費の増などによる財政上の課題など、一組を取り巻く状況は極めて厳しいものがございます。その中で、目標の達成に向けてどのような進捗管理や評価を行っていくのか、お伺いをしたいと思います。

さらに今後、国の指針による行政改革の一層の進展など、状況が変化していくことも予想されておりますが、状況変化に柔軟にかつ的確に対応していくための計画の見直しが必要となると考えられますが、一組として計画の見直しをどのように考えているのか、ご説明をいただきたいと思っております。

次に、「一般廃棄物処理基本計画」についてですが、今回の計画の目標となっている最終処分量の約6割削減ということは、東京都の廃棄物審議会の「都廃棄物処理計画」の改訂に向けた中間まとめの半減という目標を超えるものとなっております。貴重な資源である最終処分場の延命化に寄与するという意味で、一組の計画は大いに評価ができるんであろうというふうに考えております。

しかしながら、最終処分量を確実に削減するには、サーマルリサイクルの円滑な実施が大きなポイントとなります。サーマルリサイクルの導入は、これまでの区の収集運搬計画やリサイクル事業に影響を与えるばかりでなく、分別区分の変更に伴って、日々の区民の生活への大きな影響も考慮しなければなりません。

したがって、サーマルリサイクルは、区民の活動を維持発展させることを前提に行われなければならないものであり、単に、ごみの収集と焼却方法の変更といった行政の側だけの対応にとどまらず、住民との協働事業を通じたガバナンスの充実につながる機会としなければなりません。

その意味で、区と一組には、住民の理解と協力を得るための十分な説明

責任が求められるわけですが、一組としてサーマルリサイクル導入に当たって、具体的にどのように説明責任を果たしていくのかご説明をいただきたいと思います。

最後に、一組が23区の負託にこたえるためには、これらの計画の目標達成に向けて強いリーダーシップと熱意が不可欠となると考えられますが、今後の運営について、副管理者の決意をお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○宮沢 信男議長 佐藤副管理者。

○佐藤 良美副管理者 今回、清掃一組の今後の経営理念となる「経営計画」を策定しました。

計画では「安全で安定的な運営の確保」、「工場のアウトソーシング」を初めとする効率性の追求、各区の施策への協力など23区との連携強化を定め、特に今後3カ年につきましては「経営改革プラン」を作成し、具体的な取り組みを定めております。

また、一組事業の計画といたしまして、移管後初めて「一般廃棄物処理基本計画」を改訂し、循環型社会づくりの一翼を担う一組としての役割を明らかにしております。

実施に当たりましては、一組議会を初め23区のご意見を賜りながら、安全で安定的な工場運営と経営の効率化に全力を尽くしてまいり所存でございます。

○宮沢 信男議長 保持総務部長。

○保持 眞二郎総務部長 私からは、3つ目のご質問にお答えをさせていただきます。

一組の「一般廃棄物処理基本計画」に盛り込まれましたサーマルリサイクルの導入に当たりましての区民への説明責任に対する一組の取り組みの考え方についてのお尋ねでございます。

サーマルリサイクルの実施は、収集運搬やリサイクル事業、中間処理、処分を含めました清掃事業全体にかかわります大きな転換でございまして、区と一組の連携のもと、ご指摘のように区民の十分な理解と協力を得ながら進めていくことが不可欠であると考えております。

このため、一組といたしましては中間処理に関する事、特に廃プラスチックの焼却に伴います環境面への影響につきまして、まずは23区や各区議会のご理解が得られるよう、一組議会のみならず各区や各区議会に対

しましても、きめ細かい情報提供に努めてまいったところでございますし、これからもまたそのように努めてまいりたいと考えております。

また、その上で、各区との連携のもと、各工場の運営協議会や地元の町会、自治会等、区民の方々への説明などを行ってまいりましたけれども、今後も引き続き十分な説明に努めてまいりたいと考えております。

今後の具体的な取り組みといたしましては、サーマルリサイクルの全区実施に当たりまして、安全性、環境負荷を検証するため、23区と連携して実証試験を行うこととしておりまして、その具体的な方法につきまして現在23区とともに検討をさせていただいているところでございます。

この実証試験に当たりましても、対象となります地区での事前の説明や結果の報告を行いますことはもとより、各工場の運営協議会のほか、23区や各区の町会や自治会等、広く説明を行ってまいりたいと考えております。

○宮沢 信男議長 内田経営改革担当参事。

○内田 健一郎経営改革担当参事 「経営計画」及び「経営改革プラン」の進行管理と、計画の見直しについてのお尋ねでございます。

本計画の進行管理につきましては、全庁的に体制を整え、確認、検証を行ってまいりたいと考えております。

さらに庁内での進行管理にとどまることなく、一組議会を初め経営委員会や評議会を通じまして、23区の議長さんや区長さんに節目で進捗状況をご報告するほか、年度末には年間の実績報告を取りまとめてご意見を賜り、客観的な評価をいただける形にしたいと考えております。

次に、計画自体の見直しについてでございますが、「経営計画」については、おおむね5年を考えてございますが、5年以内であっても計画の前提条件にかかわる状況の変動があった場合には、一組議会や評議会などのご意見を賜りながら適切な見直しを行ってまいりたいと考えております。

「経営改革プラン」は、計画期間が3カ年でございますが、基本的には次期行革プラン策定の中で本計画期間中の実績を踏まえた上で、新たな要素を適切に盛り込んでいくこととなると考えてございます。

○成澤 廣修議員 ご答弁ありがとうございます。

サーマルリサイクルの実施については、モデル事業は18年度からスタートいたしますので、今回は説明責任のことについてのみご質問いたしま

したが、ガバナンスの4条件といわれる透明性、残る3つですね。説明責任以外の透明性、関係者の参加、公平性等に留意をされて円滑な実施が行われますようにご努力をお願いしたいと思います。

それと計画の進行管理についてですが、ただいまのご答弁では当一組議会へのご報告等もきちんとされるということでしたが「経営改革プラン」の22ページのところにも、この「経営改革プラン」の進行管理について記載がございますが、この中では庁内の部長級による経営改革委員会で進捗状況を確認し検証を経た上で、その都度経営委員会に報告をするという記載なんですね。

このプランの中で、一組議会についての記載がないのはいかがなものかなというふうに実は思っております。例えば、いわゆるPDCAサイクルの中のチェックの部分を行うのが議会の役割だとすれば、一組というのは特別地方公共団体ですから、皆さんがお考えになっている執行機関、審議機関、議決機関という3つの区分けの中で、執行機関、審議機関までが、いわゆる二元代表制という執行機関ですね、それに私ども議決機関である一組議会があるわけですから、ぜひ特別地方公共団体における一組議会の役割について改めて認識を深められますように、この際お願いをしておきたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

○宮沢 信男議長 ただいまの成澤議員の件については、要望として受けとめますのでよろしく願いいたします。ほかに発言の通告がありませんので、以上で質問を終結いたします。

次に、日程第3から日程第9までを一括議題といたします。

[事務局長朗読]

-
- 日程第3 議案第 1号 東京二十三区清掃一部事務組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 外6件
- (日程第4 議案第 2号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料等に関する条例の一部を改正する条例)
- (日程第5 議案第 3号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例)
- (日程第6 議案第 4号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例)

(日程第7 議案第 5号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する
条例の一部を改正する条例)

(日程第8 議案第 6号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の旅費に関する条例
の一部を改正する条例)

(日程第9 議案第10号 東京二十三区清掃協議会規約の一部を変更する規約)

○宮沢 信男議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

○佐藤 良美副管理者 議案第1号から議案第6号及び議案第10号につきまして、
提案理由及びその内容を一括してご説明申し上げます。

議案第1号「東京二十三区清掃一部事務組合管理者等の報酬及び費用弁
償に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

一般職の職員の職務の級統合に伴い、副管理者及び評議会の構成員の旅
費につきまして、現行10級の職務にある者の相当額としていたものを9
級に改めるものでございます。

次に、議案第2号「東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給
料等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

本組合常勤副管理者等の給料については、既に特例措置により減額され
ているため、一般職員に適用される平成18年3月に支給する期末手当に
関する特例措置は適用しないこととするものでございます。

また、地方自治法改正に伴い、「調整手当」に替え、「地域手当」に改
めるものでございます。

議案第3号「東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特
例に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

常勤副管理者及び収入役の給料月額につきましては、各区の厳しい財政
状況や特別職の給与抑制などに鑑み、平成18年3月まで約3%引き下げ
る特例条例を施行中でありまして、今回この適用期間を平成19年3月
まで延長する提案をさせていただくものでございます。

また、給料等に関する条例と同様、「調整手当」に替え、「地域手当」
に改めるものでございます。

次に、議案第4号「東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する

条例の一部を改正する条例」でございます。

平成17年特別区人事委員会勧告に準じ、給料表、昇給制度、期末手当及び勤勉手当の支給率を改めることとするほか、規定の整備を行うため改正するものでございます。

次に、議案第5号「東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

勤続期間に独立行政法人等であった期間を含めることとするほか退職手当の算出方法の見直しを行うため、改正するものでございます。

次に、議案第6号「東京二十三区清掃一部事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

一般職の職員の職務の級統合に伴い、一般職員の旅費算出時に参照する別表中の職務の級を改めるものでございます。

次に、議案第10号「東京二十三区清掃協議会規約の一部を変更する規約」でございます。

平成18年度以降の協議会の担任する事務を変更するため、地方自治法第252条の6の規定に基づき、協議会規約を変更するものでございます。

以上が、これらを提案いたしました理由及び内容でございます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

○宮沢 信男議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案について、発言の通告がありませんので、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

次に、日程第10から日程第12までを一括議題といたします。

[事務局長朗読]

日程第10 議案第7号 平成17年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第1号） 外2件

（日程第11 議案第8号 平成18年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算）

（日程第12 議案第9号 平成18年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について）

○宮沢 信男議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

○佐藤 良美副管理者 議案第7号から議案第9号につきまして、提案理由及びその内容を一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第7号「平成17年度一般会計補正予算」でございます。

主な補正予算の内容は、平成18年度に予定しておりました、国庫補助事業の前倒しに係る予算を計上するとともに、今後の財政運営の財源対策を図るための財政調整基金への積立などがございます。

お手元の「平成17年度 東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第1号）」をご覧くださいと存じます。

恐れ入りますが、3ページをお開き願います。

第1条は、「歳入歳出予算の補正」でございます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ78億6,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ986億8,400万円と定め、その款項の区分ごとの金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおり定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を、「第2表 繰越明許費」のとおり定めるものでございます。

第3条は、「債務負担行為の補正」でございます。「変更」、「廃止」については、「第3表 債務負担行為補正」のとおり定めるものでございます。

第4条は、「組合債の補正」でございます。「変更」、「廃止」について、「第4表 組合債補正」のとおり定めるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

第1表は、「歳入歳出予算補正」の款・項の区分ごとの金額でございます。歳入歳出とも、補正額は78億6,800万円の増額で、補正後の予算額は、986億8,400万円となり、補正前の額に対し、8.7%の増となっております。

補正の主な点につきまして、「歳入」からご説明申し上げます。

「第2款 使用料及び手数料」につきましては、廃棄物処理手数料で14億8,900万円を増額するものでございます。

「第3款 国庫支出金」は、国庫補助事業の一部を前倒しすること等により、25億700万円を増額するものでございます。

「第6款 繰越金」は、前年度からの繰越金と当初予算計上額との差、26億4,300万円を増額するものでございます。

「第8款 組合債」は、国庫補助事業の前倒しに伴い、9億5,100万円を増額するものでございます。

次に、右ページの「歳出」でございますが、「第3款 清掃費」は、7億1,500万円の増額でございますが、これは、「第1項 清掃費」につきまして、年度末までの執行見込み額を精査し、16億3,300万円を減額する一方、「第2項 施設整備費」については、国庫補助事業の前倒しに伴い、23億4,800万円を増額したことによるものでございます。

「第4款 公債費」につきましては、償還利子の減により、1億3,300万円を減額するものでございます。

「第5款 諸支出金」は、74億6,500万円を財政調整基金に積立て、平成18年度以降の財源対策に努めたところでございます。

次に、6ページをお開き願います。

「第2表 繰越明許費」は、年度内の執行が困難な事業費31億円余を翌年度に繰り越すものでございます。

また、「第3表 債務負担行為補正」につきまして、上段の「変更」では、工事の年度割の変更に伴い限度額の変更を行い、また、下段の「廃止」では事業計画の変更に伴い債務負担を廃止するものでございます。

右、7ページをご覧ください。

「第4表 組合債補正」でございます。

上段の「変更」につきまして、国庫補助事業の前倒しや契約実績等により14件の限度額の「変更」と1件の「廃止」を行うものでございます。

続きまして、議案第8号「平成18年度 一般会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の「平成18年度 東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算」をご覧くださいと存じます。

3ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ809億5,800万円と定め、その款項の区分ごとの金額を「第1表 歳入歳出予算」のとおり定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる限度額などについて、「第2表 債務負担行為」のとおり定めるものでございます。

第3条は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる組合債の起債の目的などを、「第3表 組合債」のとおり定めるものでございます。

第4条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による、一時借入金の借入の最高額を、200億円と定めるものでございます。

4ページ、5ページをお開き願います。

第1表は、「歳入歳出予算」の款・項の区分ごとの金額でございます。

平成18年度の予算額は、それぞれ809億5,800万円、前年度当初予算と比べまして、98億5,800万円、10.9%の大幅な減となっております。

この減の要因は、投資的経費である「施設整備費」とこれに伴う特定財源である「国庫支出金」及び「組合債」の減によるものでございます。

それでは、主な内容につきまして説明申し上げます。

左、4ページの「歳入」の主な内容でございますが、「第1款 分担金及び負担金」の予算額は、第1項 特別区分担金で、396億7,570万円でございます。前年度と比べて、6億7,391万7,000円、1.7%の増となっております。

「第2款 使用料及び手数料」は、廃棄物処理手数料等で、152億7,567万4,000円となっております。

「第3款 国庫支出金」は、22億1,122万円で、「廃棄物処理施設整備費補助金」、「循環型社会形成推進交付金」等を計上しております。

「第5款 繰入金」は、財政調整基金から80億円の繰入を行い、財源対策を図ったところでございます。

「第7款 諸収入」は、エネルギー売払収入など、46億4,620万9,000円でございます。

「第8款 組合債」は、清掃工場等の整備にかかる起債見込額108億3,900万円でございます。

次に、右、5ページの「歳出」の主な内容でございます。

「第2款 総務費」は、本庁職員などの人件費など「総務管理費」並び

に「監査委員費」で、53億9,097万4,000円でございます。

「第3款 清掃費」は、ごみ焼却費などの「清掃費」と清掃工場整備費などの「施設整備費」で670億5,724万5,000円でございます。

次の、「第4款 公債費」は、組合債の償還等に要する経費で、81億9,799万4,000円、13.7%の増となっております。

次に、6ページをお開き願います。

「第2表 債務負担行為」につきましては、合計4件で限度額の合計は、3億2,800万円でございます。

下段の「第3表 組合債」につきましては、合計12件で限度額の合計は、108億3,900万円でございます。

続きまして、議案第9号「平成18年度 東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について」は、当組合同約第16条に基づき、分担金の総額を396億7,570万円と定め、各区分担金の算出方法、納付方法等について定めるものでございます。

平成18年度清掃一組の分担金につきましては、12月の区長会総会でご決定を頂いた算定方法に基づき、従前の人口割から、区収ごみ量相当分は「区収ごみ量割」で、また、持込みごみ量相当分は、持込手数料を控除した上での「人口割」により、区別の分担金を算出いたしました。

なお、分担金の精算といたしましては、平成18年度ごみ量実績等に基づき、平成20年度において過不足額を調整いたします。

以上が、これらを提案いたしました理由及び内容でございます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

○宮沢 信男議長 ご苦労さまでした。以上で提案理由の説明は終わりました。

本案について、発言の通告がありませんので、所管の財務委員会に付託いたします。

次に、日程第13を議題といたします。

[事務局長朗読]

日程第13 平成17年陳情第1号 練馬清掃工場建て替えに関する陳情

○宮沢 信男議長 本陳情は、配付いたしました陳情文書表のとおり、総務・事業委員会に付託いたしますのでご了承願います。

この際、付託案件の委員会審査のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午後 2 時 3 4 分）

再 開（午後 3 時 0 2 分）

○宮沢 信男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、日程の追加について、お諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第 1 号ほか 1 1 件を、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○宮沢 信男議長 ご異議なしと認め、議案第 1 号ほか 1 1 件を、本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 から追加日程第 7 を一括議題といたします。

[事務局長朗読]

追加日程第 1 議案第 1 号 東京二十三区清掃一部事務組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 外 6 件

(追加日程第 2 議案第 2 号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料等に関する条例の一部を改正する条例)

(追加日程第 3 議案第 3 号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例)

(追加日程第 4 議案第 4 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

(追加日程第 5 議案第 5 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例)

(追加日程第 6 議案第 6 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例)

(追加日程第 7 議案第 1 0 号 東京二十三区清掃協議会規約の一部を変更する規約)

○宮沢 信男議長 本案につきましては、総務・事業委員会の審査報告書が議長に提出されております。その内容はお手元に配付のとおりであります。

これより、総務・事業委員長から報告をお願いいたします。

鳥飼総務・事業委員長。

○鳥飼 秀夫総務・事業委員長 ただいま議題となりました、「議案第1号 東京二十三区清掃一部事務組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」外6議案について、総務・事業委員会を代表して、委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

まず、各議案における主な改正点について申し述べますと、議案第1号「東京二十三区清掃一部事務組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」については、一般職員の職務の級統合に伴い、副管理者の旅費について10級相当額から9級に改めるものであります。

次に、議案第2号「東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料等に関する条例の一部を改正する条例」については、地方自治法改正に伴い、調整手当を地域手当に改めるものであります。

次に、議案第3号「東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例」については、常勤副管理者及び収入役の給料月額について、平成18年3月まで約3%引き下げる特例条例を施行中ではありますが、この適用期間を平成19年3月まで延長するものであります。

次に、議案第4号「東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、平成17年特別区人事委員会勧告に伴い、各区と同様に初任給及び昇格基準等の改正を行うものであります。

次に、議案第5号「東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」については、勤続期間に独立行政法人等であった期間を含める改正であります。

次に、議案第6号「東京二十三区清掃一部事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」については、一般職員の職務の級統合に伴い、一般職員の旅費算出時に参照する表中の職務の級を変更するものであります。

次に、議案第10号「東京二十三区清掃協議会規約の一部を変更する規

約」については、平成18年度以降の清掃協議会の担当事務を変更するため、協議会の構成団体である23区及び清掃一組議会の議決を要するものであります。

以上7議案については、審査の結果、いずれも全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

これをもって、総務・事業委員会報告を終わります。

○宮沢 信男議長 ご苦労さまでした。

ただいまの報告に対し、ご質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○宮沢 信男議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決いたします。

本案は、総務・事業委員会報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○宮沢 信男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第6号及び議案第10号の7議案は、総務・事業委員会報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第8から追加日程第10までを一括議題といたします。

[事務局長朗読]

追加日程第 8 議案第7号 平成17年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第1号) 外2件

(追加日程第 9 議案第8号 平成18年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算)

(追加日程第10 議案第9号 平成18年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について)

○宮沢 信男議長 本案につきましては、財務委員会の審査報告書が議長に提出されております。その内容はお手元に配付のとおりであります。

これより、財務委員長から報告をお願いいたします。

副島財務委員長。

○副島 健財務委員長 ただいま議題となりました、「議案第7号 平成17年度東

京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第1号）」外2議案について、財務委員会を代表して、委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第7号 平成17年度一般会計補正予算（第1号）ですが、歳入歳出の総額にそれぞれ78億6,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ986億8,400万円、補正前の額に対して8.7%の増とするものであります。

その主な内容は、国庫補助事業の前倒しに係る予算計上や、平成18年度以降の財源対策を図るため、財政調整基金への積み立てを行うほか、繰越明許費、債務負担行為及び組合債の補正などを行うものであります。

次に、議案第8号 平成18年度一般会計予算ですが、予算編成の基本的な考え方として、経営計画、経営改革プランの内容を踏まえ、清掃工場の運転管理委託などのアウトソーシングに取り組むとともに、運営経費の削減や自主財源の確保に積極的に努めた予算となっております。

歳入歳出予算額は、809億5,800万円であり、前年度に比べ、98億5,800万円の減、率にしまして10.9%の大幅な減となっております。

この大幅な減の要因ですが、歳出においては、「施設整備費」で、品川清掃工場の竣工やプラント更新工事、その他施設整備事業の事業進捗により、前年度に比べ、144億2,600万円、44.2%の減となったことによるものであります。

また、歳入においては、施設整備費の特定財源である国庫支出金で、55億7,400万円の減、組合債で62億8,000万円の減によるものであります。

予算規模が減になったにもかかわらず、歳入において、特別区分担金が前年度に比べ、1.7%の増となった要因については、歳出において、都派遣職員の身分切替に伴う退職手当および新規清掃工場等の稼働による運営費の増、並びに組合債の元利償還金の増等によるものであります。

なお、特別区分担金の大幅な増加を抑制するため、財政調整基金から80億円を繰入れ、財源対策が図られております。

次に、議案第9号 平成18年度清掃一組経費分担金についてですが、組合規約第16条に基づき、分担金の総額を396億7,570万円と定

めるものであります。

また、各区別の分担金については、12月の区長会総会で決定された算定方法に基づき、従前の人口割から、区収ごみ量相当分は「区収ごみ量割」で、また持込みごみ量相当分は、持込み手数料を控除した上で「人口割」により、算出されております。

なお、分担金の精算は、現時点で確定値を用いることができない平成18年度ごみ量実績、持込み手数料の決算額、及び平成18年4月1日現在の人口による確定値に基づき、平成20年度において過不足額が調整されることとなっております。

以上3議案は、審査の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

これをもって、財務委員会報告を終わります。

○宮沢 信男議長 ご苦労さまでした。

ただいまの報告に対し、ご質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○宮沢 信男議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決をいたします。

本案は、財務委員会報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○宮沢 信男議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号から議案第9号までの3議案は、財務委員会報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第11を議題といたします。

[事務局長朗読]

追加日程第11 平成17年陳情第1号 練馬清掃工場建て替えに関する陳情

○宮沢 信男議長 本件につきましては、総務・事業委員会の陳情審査報告書が議長に提出されております。その内容はお手元に配付のとおりであります。

これより、総務・事業委員長から報告をお願いいたします。

鳥飼総務・事業委員長。

○鳥飼 秀夫総務・事業委員長 ただいま議題となりました、「平成17年陳情第1

号「練馬清掃工場建て替えに関する陳情」について、総務・事業委員会を代表して、委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

本陳情の趣旨は、「練馬清掃工場の建て替えについて、一般廃棄物処理基本計画に書き込む前に該当区、及び区民、議会に十分な理解を得ること。場合によっては計画の変更も含めること。」というものであります。

これまでの一般廃棄物処理基本計画策定の経過を申し述べますと、本計画は区長会で決定された、「施設整備計画の策定のあり方」の趣旨を踏まえ、平成16年度から、工場建て替え計画のある練馬区等の清掃担当部・課長などを構成員とする「策定検討準備委員会」、さらには「策定委員会」を設置して検討されたものであります。

また、策定に当たっては、区民の理解を得るために、計画に関係する練馬清掃工場などの各運営協議会において、住民代表委員に説明を行うとともに、計画原案について、プレス公表、パブリックコメントを実施したほか、各区議会においても、所管委員会等での説明も行っているものであり、当該区あるいは、区民、議会への十分な説明を積み重ねて策定されたものであります。

さらに、ごみ量については、予測の手法も23区の共通認識を図りながら、近年のごみ量の減少やリサイクル等による一層の減量を見込んでいるものであり、現段階で再度検証する必要は無いものと考えております。

当委員会としては、以上の観点から、採決の結果、本陳情の趣旨には沿いかねるものであり、不採択と決定したものであります。

なお、委員会を通しましての質疑等の中では、今後なお一層、住民への周知については一層の努力を図ること及び清掃事業については、今後とも23区共通の理解をさらに図ること等々の意見もありましたことを申し添えまして、総務・事業委員会報告を終わらせていただきます。

○宮沢 信男議長 ただいまの報告に対し、ご質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○宮沢 信男議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決いたします。

本件は、総務・事業委員会報告のとおり不採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○宮沢 信男議長 ご異議なしと認めます。

よって、総務・事業委員会報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、追加日程第12を議題といたします。

[事務局長朗読]

追加日程第12 運営委員会の閉会中の継続調査について

○宮沢 信男議長 本件につきましては、運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○宮沢 信男議長 ご異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、佐藤副管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

佐藤副管理者。

○佐藤 良美副管理者 第1回定例会の閉会にあたりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきまして、ご審議の上、いずれも原案どおり議決を賜り、誠にありがとうございました。

本日の議決に基づき適正に執行していく所存でございます。今後とも何卒よろしく、ご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

○宮沢 信男議長 副管理者の発言は終わりました。

以上をもちまして、平成18年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会（午後 3 時 1 8 分）

会 議 録 署 名 議 員

議 長 宮 沢 信 男

議 員 小 畑 通 夫

議 員 実 川 利 隆